

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 13 日 (金) 第 310 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- くろまぐろ (大型魚) の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 (建築課取扱い) 3
- 歳入の収納事務の委託 (交通規制課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 4

公 安 委 員 会 規 則

- 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則 (※) (免許試験課取扱い) 7

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第435号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分重久字内野々5816番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第436号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－4に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業においてくろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和4年5月14日から令和5年3月31日までの間とする。

令和4年5月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第437号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年5月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
16.4トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.2トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	4.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	2.7トン

鹿児島県告示第438号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年5月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
10.1トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	5.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	4.8トン

鹿児島県告示第439号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、与論加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 4 月 25 日から同年 10 月 27 日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字川嶺地内

鹿児島県告示第441号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 市街地再開発組合の名称
中央町19・20番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
 - (1) 変更前
平成28年12月9日から令和4年3月31日まで
 - (2) 変更後
平成28年12月9日から令和5年3月31日まで
- 3 施行地区
鹿児島市中央町19番1から19番7まで、19番9から19番21まで、19番23から19番39まで、20番1から20番8まで、20番12から20番18まで、20番20及び20番21
- 4 事務所の所在地
鹿児島市中央町22番地16
- 5 設立認可の年月日
平成28年12月9日
- 6 変更の認可の年月日
令和4年3月22日

鹿児島県告示第442号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町26番地8
株式会社ガードシステム鹿児島
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

南薩地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 5 月 13 日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばと発達のサポートのびっこ	指宿市十町343番地2	社会福祉法人新西方福祉会	指宿市新西方字大長崎725番地	吉留浩一郎	令和4年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 5 月 13 日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所三縁	南さつま市加世田武田18558番地	一般社団法人三縁	南さつま市加世田武田18558番地	上塘千穂子	令和4年4月1日	生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型
就労継続支援事業所フェニックス	指宿市十二町4320	本御蔵コンサルティング合同会社	指宿市十二町4320	野田 善嗣	令和4年4月1日	就労継続支援A型・就労継続支援B型

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
鹿児島県警察通信指令システムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年2月28日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和5年3月1日から令和12年2月28日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、確認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年5月13日から同年6月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和4年7月15日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 7 月 19 日 午前 10 時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎 3 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 4 年 6 月 3 日 午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Command communication system of kagoshima prefectural police:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 15 July 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第16号

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和54年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「審査の対象者」に改め、同条中「第85条第6項」を「第85条第5項、第6項」に改める。

第3条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第6条第1号中「周回コース及び幹線コースの走行」を「幹線コース及び周回コースの走行」に改め、同条第3号中「直進路」を「直線路」に改める。

第8条第1項中「果たさなかった」を「履行できなかった」に改め、同条第2項中「決定」を「判定」に改める。

第10条第2項中「審査なしに」を「審査を受けていない者で」に、「有する者」を「有するもの」に、「中型」を「普通・大自二」に、「を行う」を「をする」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

審査自動車

運転しようとする 緊急自動車	審 査 用 自 動 車	備 考
大型自動車	最大積載量が10,000キログラム以上で、長さが11.00メートル以上12.00メートル以下、幅が2.40メートル以上2.50メートル以下、軸距が6.90メートル以上7.20メートル以下の車軸を3軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量が5,000キログラム以上6,500キロ	

	グラム未満で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量が2,000キログラム以上4,500キログラム未満で、長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪軸距が1.30メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下で、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、軸距が1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量が0.700リットル以上の大型自動二輪車（当分の間、AT車にあつては、総排気量0.600リットル以上のもの）	
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中

「

中型	準中型	普通	大自二	普自二	小型二輪
----	-----	----	-----	-----	------

を

「

大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小型二輪
----	----	-----	----	-----	-----	------

に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 5 月 13 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「助産師、看護師又は准看護師である」を「一般事務職以外の」に改め、「から 9 月まで」及び「から 10 月まで」を削る。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。